

セッション4

オーナー夜逃げした会社の倒産

会社制度は、市場経済の礎である。市場経済における主体として、会社は法人としての社会地位を与えられ、人格性を有している。会社にとってもっとも重要な特徴とは、株主がその出資を限度に有限責任を負うことである。有限責任という原則は、会社の法人格が法的に終結できることを保証している。アメリカから発したサブプライムローン問題は、地球規模の経済危機を起こし、各国の経済が軒並み停滞の一途を经ち、インフレ・通貨安・外国資本の撤退などに追われている。しかし、中国では、多くの外資系企業は法的な手段を選んで中国市場からの撤退を図ってなく、非通常的な撤退の事例が大量に出ている。その中、山東省沿岸部に位置する外資系企業が特に目立っている。山東省対外貿易経済合作庁2009年のデータによると、2003年から2008年の間に青島地域だけでも、206軒企業の外国人経営者が普通でない方法で企業を去り、2.6万人もの労働者が取り残され、7億元の銀行融資が未返済のままになった。2008年9月から10月までに、広東省東莞市には117軒の企業で労働者賃金の滞納・工場閉鎖・経営者逃走などの異常現象が起き、2万人もの労働者が影響を受けていた。その中、世界最大手の玩具OEMメーカーの香港合俊集団も含まれている。2011年に会社の代表者が突然企業から姿を消す現象が江蘇省・浙江省一帯の民営企業で蔓延し、2011年10月までの間に228人の企業経営者が逃走し、その中9人が自殺をした。2012年に、この現象が長江デルタ地域に拡散した。会社の代表者又は実際の支配者が逃走する現象は、中国語で「跑路」（日本語で表現すれば、「夜逃げ」という言葉に近い）と言う。

ウィキペディアの解釈によれば、「跑路」という言葉は中国台湾地域の方言からなっている。台湾方言では「走路」と言い、文語にしたら「跑路」となる。また、台湾方言では「跑路」にはマイナスな意味が含まれ、主に犯罪などをした者が警察の逮捕を恐れて逃走し、または取立など厄介なことを避けるため逃げることを指している。

健全な企業法制のもとでは、会社の設立であってもその法人格の消滅であっても、法律が定めた規則に基づいて行わなければならない¹。また、経営がうまくいかない場合、企業の再生・更生や清算手続を通して法的処理を行うことは経営者・株主の責任と義務であるし、経営上の損失を最小限にとどめる有効な手段でもある。法的処理を経ない夜逃げ行為は、本質的に債務者としての責任を逃れること、強いて言えば犯罪行為にも当たる。夜逃げをした者は、自分の短期で不確定の利益を得るため、複雑な債権債務関係を大量に残し、債権者・従業員・税務機関などの関係者に損害を与え、市場経済の秩序を乱れ、著しい負の外部性を生じさせた。ところで、株主の有限責任という制度が株主への法的保護である以上、これほど多くの会社が経営上の問題に遭遇したとき、どうして倒産手続や清算手続を選んで秩序のある撤退をせず、背信的な夜逃げを選んだのであろうか。この文章は、夜逃げ現象の原因を分析するとともに、夜逃げ会社の救済処置について、検討を入れる。

¹ 劉俊海、『公司解散清算制度』劉敏著、北京大学出版社、2010年

夜逃げ現象の成因

歴史を振り返ってみると、日本における1990年のバブル崩壊であっても、韓国における1997年のアジア金融危機であっても、大量な夜逃げ現象が生じたことがわかる。2008年に中国で起きた夜逃げの大量発生は、様々な原因からなっている。マクロ経済的な視点から見ると、当時の世界経済が軒並み衰退期になり、数多くの国が債務危機の泥沼まで陥ったため、海外資本を国内に回流させる必要があった。そして、中国国内の事情においても、経済構造の調整や産業技術のステップアップに攻められ、輸出主導・投資依存の経済方式から内需拡大・消費重視の経済方式へシフトする節目であり、人民元高米ドル安の傾向にもなっている。これらの現象が、1990年の日本と1997年の韓国における諸経済現象に非常に似ている。しかし、2008年にアメリカで起こったサブプライムローン問題による金融危機をきっかけに、中国政府はケインズ派的な4兆元もの景気刺激策を打ち出し、インフレーションを招来し、中国における各種生産コストが一気に上昇した。さらに、中国の中央銀行はインフレーションを抑制するため、また引き締め策を市場の前に持ち、商業銀行に対して、貸付金の回収を早急に行うよう、圧力をかけた。そのため、銀行を通る融資の窓が閉ざされ、会社が民間の闇金融に依存しなければならないことになった。また、政府が定めた最低賃金の規定は、企業の労働力コスト²を上げ、会社の利益率に大きな影響を与えた。2008年当時のマクロ経済を「四丁の刀と一本の紐」と喩えることがある。その中、四丁の刀とは、原材料価格の高騰、人民元高、労働力コストの上昇、国際貿易環境の悪化であり、一本の紐とは銀行融資の縮小である。夜逃げする会社にとって、まるで窮地に追い込まれ、紐を持って死を待つ状態であった。やや具体的な視点に転じると、夜逃げ現象を起こした会社には輸出中心の企業が多かった。サブプライムローン問題の以前から産業の空洞化現象がすでに中国国内に起こって、海外の需要縮小が出ると、産業の空洞化が一気に悪化の一途を立つようになった。東南アジアの国々は繊維工業の発展に力を注いだし、中国の繊維業界が今まで確保した優位性をますます失い、数多くのグローバル企業が生産ラインを中国の外に移している。さらに、ミクロ的に見ると、夜逃げ現象は同族企業という企業風土と深く関連している。ある研究によれば、同族経営の企業において、経営者の過度の自信や乱暴な多角化が起りやすく、最終的に会社の諸財務指標にマイナスな影響を及ぼす。しかし、夜逃げを選択した経営者にとって、必ずそれを選ぶ理由がある。経済学の「経済人理論」によると、会社の株主と役員等が夜逃げを選ぶことには、それなりの合理的な理由があろう。夜逃げ現象の大量発生が中国社会における会社法人格消滅の制度の不備を間接的に証明している。例えば、中国社会に失敗者に再チャレンジのチャンスを与え、再起を促す文化がなく、債権者利益の保護を重視しすぎ、窮地に陥った債務者やその株主の法的権利・利益に注意を払わなかったことである。実は、財務的な視点によれば、債権者も債務者の株主も企業に一種の資金提供をしたもの

² 中国の人的資源・社会保障省は、既にかかる問題に気づき、各地域の最低賃金水準の上げ幅を抑制するように動いているようである。

であり、平等に扱われなければならない。現時点では、夜逃げは再生手続や清算手続と比べ、コストが抑えられ、法的手段を通す手続は逆に夜逃げ者に法的責任を負わせるリスク・不確定要素を増加させることになる。

法的には、夜逃げ現象を三種類に分類することができる。

第一種類は、会社の株主・実際の支配者が違法な資金調達・資本金の引き出し・脱税などの刑事的に処罰されるべき行為を犯し、それに伴う刑事的制裁または民事的責任を逃れるため、逃亡することである。

誠実善良で法律を守って企業を経営することが、現代会社制度が法人に課する最小限の道徳基準と法律義務である。しかし、「白い猫でも、黒い猫でも、ネズミを捕れる猫はいい猫である」というスローガンを断片的に理解する社会的背景の後ろに、政府も企業も近視的な態度を取り、目の前にあるものしか見ない傾向がある。それに、中国の金融システムが硬いうえに、資本市場が未発達で、銀行以外の融資ルートが非常に乏しい。市中の商業銀行にとって、どうせ貸付をするならば、国有企業のほうが望ましい。通常の税負担がただでさえ息苦しいほど重く、なお公務員たちも手にある権力を金に変えてポケットに入れる。まさに「悪貨は良貨を駆逐する」という経済原理の好実例である。国有企業との不平等競争にさらされた民間企業と外資系企業は、時間が経つと、ますます苦しい法的経営を避け、投機的な経営を行ない、故意に製品の品質基準を下げてコストを削減するようになり、進んで違法・犯罪の手段を使い、例えば為替管理の規定を逃れて国際の資産を海外に移転する。もしかかる事実が世間に晒されたら、直ちに金を引き出し、海外へ逃げる。

第二種類は、政商癒着という環境の中で、債権者が債務者の財務危機に気づいても、高利貸しの返却を理性的な手段で取立てることができず、そのため債務者の役員と株主等が債権者を避けるよう行動することである。

温州市をはじめとする江蘇省・浙江省一帯では、民間のヤミ金融が非常に発達している。数百万円（日本円にして数千万円規模）の借金なら、借用証書を書かなくても、電話一本で金を持ってくる人がいる。一見信用システムが発達したように見えるが、実にその後ろに親族・家族・関連会社の相互担保があつてからの話である。年率換算で30%を超える非常に利益率が高い貸付なので、政府の公務員や暴力団関係の組織も手を出している。例えば、温州市の施曉潔事件において、施氏が不法に集めた資金が13億元もあり、その中80%以上が公務員から集めたものである。2012年7月29日に中国21世紀報道紙の報道によると、重慶市石炭生産安全監査局が監査対象である炭鉱経営者に高利貸しを貸し付けた事件が発覚された。実際に、政府関係者が高利貸しに手を出したケースは、内モンゴル自治区と東北三省のような経済基盤が弱い地域でも存在している。

政商癒着の背景にある不法融資と高利貸しは、金融システムの秩序を著しく乱れたものだけではなく、会社も麻薬依存症になって、本業の生産に力を入れられなくなる。高い利息を払うため、企業経営者は利益率が低い本業ではなく、資本市場へ目を投じるが、これは逆にリスクを増大させる。いったん企業の資金繰りが苦しくなると、債権者が法的手段を選ばず、苛酷な取立てをする傾向があり、場合によっては暴力団に依頼することもある。そのとき、夜逃げという行動は単に経営放棄の枠を超え、企業の代表者にとってそれは本

人とその家族を守る最後の手段でもある。お互いに連帯保証人となるシステムの中で、一つの企業が窮地に陥ると、それと関係するすべての保証人に影響し、たちまち信用保証崩壊の津波が寄せてくる。

第三種類は、社会が夜逃げの会社に企業を窮地から救い上げる制度的保障を与えてないこと及び会社経営者が法的処理の情報を有効に採られてないことである。

今まで中国の立法機関と政府関係機関にとって、会社の設立こそ重要な仕事であり、窮地に陥った企業の再生と市場退出へのケアがあまり重視されていない。しかし、このような制度も、会社法制度の重要な一環でもある。

例えば、中国の旧「外資系企業清算弁法」（2008年1月15日廃止）及び各省の外資系企業清算規定によると、債権者が外資系企業の特別清算を申し立てる場合、主管の政府機関が主導しなければならないとしている。しかし、中国にある外資系企業を所管する政府機関は自分に強制執行の権力がないとの理由で、外資系企業の特別清算に対して消極的な態度を取っていた。みなさんがご存知のとおり、日本の会社法等、中国台湾地域・香港特別行政区の法令、韓国の商法典などには、会社の再生型手続と解散・清算について詳細な手続を置いていた。

また、中国の商業登記機関が定めた会社消滅登記制度と会社の任意解散・清算又は強制清算後の消滅登記制度に、整合性の問題が存在している。会社が二年連続で年度検査に参加しないと、商業登記機関がその営業許可（中国語で「営業執照」という）を取り消すことができる。2002年に中国国家工商総局が出した「企業法人の営業許可が取り消された後の法人資格についての回答」によれば、営業許可が取り消された企業は、その法人資格と営業資格の両方を失ってしまう。このような規定は企業経営者たちに誤解をさせた。つまりわざと年度検査に参加しないと、企業の営業許可が取り消されることになり、営業許可が取り消された以上、法人資格も自然に消滅して、たとえ未弁済の負債があっても、債権者がもうどうしようもないということである。実は、中国最高裁判所は既にこの問題について、明確に意見を表明した。中国最高裁判所2000年第23号・第24号回答によれば、商業登記機関の営業許可取消しが行政処分に過ぎず、たとえ営業許可が取り消されても、訴訟における当事者適格を失うことがないため、法律の定めた手続に基づいて清算等を行わなければならない。以上のように、行政機関と司法機関の規定には、明らかに整合性が欠かしている。

アメリカは世界でもっとも重要な海外資本投資先である。アメリカで勃発したサブプライムローン問題が世界中の経済衰退をもたらした。しかし、この危機に際して、アメリカでは夜逃げのブームが起こっておらず、倒産のブームになった。つまり、明確で使いやすい倒産制度と解散・清算制度がないと、会社の利害関係者の利益を害することだけでなく、会社の所有者の利益まで損害を及ぼしかねなく、不誠実なものに悪いことをするチャンスを与えるということである。逆に、明確で使いやすい倒産制度は、会社の利害関係者の利益を保護するにとどまらず、企業経営者・株主に現経営陣主導による倒産手続を推進し、資本構造や経営戦略を再検討する機会を与える。

夜逃げ危機における救済方法と打開策

夜逃げをもたらす理由は様々であり、それなりにいろいろな打開策が考えられる。ところが、法律の視点からみると、夜逃げをもたらす理由がいかなるものであっても、一般的に弁済期にある債務を弁済できないことや債務超過などの現状を共にしている。中国の会社法と企業破産法の規定及び関連する司法解釈等の規定によれば、債務者・債権者が夜逃げ会社の実情に基づき、更生手続・和議手続・破産手続・任意の清算手続・強制的清算制度などの諸制度を申立てることができる。こうすれば、債権者と債務者の間に債務者である会社の危機打開をめぐる枠組みを作ることができ、資金繰りに悩みながらもなお継続企業価値を有する会社を救済できる。たとえ話し合いによる解決ができなく、清算型の手続に入っても、公平かつ効率的な法的処理が適用され、存在する債権・債務関係を一気に解決するほか、会社経営者を有限責任の喪失や刑事責任から救うことができる。

以下に、ミクロの視点から、夜逃げの危機に陥る会社を救う方策について、細かく分析することにする。

1、正しい経営理念と社会責任感の樹立

会社の社会責任は、現代市場経済の中に会社に求められる責任の一つである。その趣旨とは、会社が社会から人格性が認められる代わりに、自分の株主だけではなく、会社のすべての関係者、進んで社会全体のために責任をもつ行動が求められる。危機に瀕した企業が法的処理によって会社を清算せず、債務を未弁済のままにして逃亡することは、甚だ無責任のことで、社会責任感の欠如の現れである。会社は解散を検討するとき、株主の視点だけではなく、会社維持の原則を考慮し、会社の解散をしなくても済む場合に勝手に会社を解散してはならない。実は、法的手続きによる倒産と清算は、債権者権利への尊重だけでなく、会社や株主自身の名誉を保護する手段でもある³。

2012年7月18日に、世界二位の大手スポーツ用品メーカーのアディダスは、2010年10月付で中国蘇州市工業団地にある唯一の直営工場を閉鎖し、当該工場所属の160名の従業員全員の労働契約を解除した。しかし、アディダス社は手厚い離職金を支給し、その支給額が中国の法定基準を大幅に上回るものであった。アディダスのやり方は、グローバル企業としての責任感を果たし、会社の名誉にプラスな影響をもたらしたうえ、会社にも経済利益をもたらした。

中国では、「脳白金」という非常に有名な健康食品がある。その「脳白金」の製造会社は巨人集団であり、筆頭株主に史玉柱という人物がいる。1997年に、巨人集団は無謀な多角化のため、3.5億元もの負債を抱えるようになった。ところが、史氏は会社を閉鎖し、逃亡する道を選ばなかった。逆に、彼は債権者を招集し、会社の財務状況を誠実に公表し、将来の弁済を保証した。史氏の誠実さは、債権者の許しをもらい、「脳白金」という健康食品を通して、二度目の創業を果たした。そして、彼は直ちに滞納した弁済を再開し、金融債権者・取引債権者の債権を全部弁済したうえ、旧社員の給料もすべて弁済し

³ 劉敏「公司解散清算制度」第1頁以下、北京大学出版社、2010年

た。もし、一回目の失敗で逃亡した道を選んだら、いまの史氏がいなくてあろう。史玉柱のケースは、中国の民間企業経営者に会社の危機処理に対する絶好の勉強例になるとおもふ。

ところが、現実的にはプラスの事例ばかりではない。正しい経営理念と社会責任感がなければ、夜逃げという手段を選択した者が、精神的に苦しまれるにとどまらず、法律による処罰を受けなければならない。

2009年9月24日に、深セン市宝安区松岡街道大東精工社の日本人オーナー・高橋昇が逃亡し、翌日香港において身柄を確保された。

2012年3月27日に、常熟市美人オーナーの顧春芳は公衆から不法に資金を集める容疑で上海で逮捕された。2012年5月16日に、漢陽の李某は夜逃げした後、労働者の賃金支払を不法に滞納した容疑で逮捕された。

2012年5月8日、韓国・金融監督院はソロモン・未来ら4社の貯蓄銀行に対して、当日6時からすべての営業を止めるように、業務停止命令を発令した。当日、韓国・海洋警察庁はソウルから南西方向55キロにある埠頭で密出国をしようとする未来貯蓄銀行会長の金賛京氏を逮捕した。

いまの中国社会には、誠実さというものが欠かしていることは言うまでもない。しかし、法曹であるものにとっては、ビジネスの世界で実際に起った生の事例を我々の依頼人に話し、日々からその正しい経営理念と社会責任会の創成を促し、危機に際しても正しい選択肢を選ぶように助言したいと思う。

2、コーポレート・ガバナンスを整え、内部の管理・監督体制を整備すること

行為経済学の研究が示したように、同族経営の企業が経営者の過度の自信と乱暴な多角化経営に踏み出しやすいとのことである。

中国の事例でも、夜逃げをした会社がほとんど同族経営の企業で、コーポレート・ガバナンスの面において、株式の集中度が高く、「所有と経営の分離」がなされてない。そのため、同族企業では現代会社制度で実現できた「所有と経営の分離」による監督機能が果たさず、経営者の自信膨張に拍車をかける。それに、「法人格否認の法理」のもとで、会社の資産と家族の資産の混同によって、株主の有限責任が制限される可能性もありうる。この場合、巨額の債務が出たら、会社の所有者・経営者が直ちに債務を逃れようとする考えが生じる。

私は常に依頼人に適当な株式譲渡を提言する。ほかの投資者を会社に受け入れ、コーポレート・ガバナンスを健全化し、監督機能を整えて、経営者の過度の自信を抑え、会社のリスクを未然に防ぐことができる。

3、依頼人に会社倒産と解散・清算の法律規定に関する情報を提供すること

倒産手続や解散・清算手続によって秩序のある退出を実現する法的環境は、いまだ中国に確立されてない。これは認めなければならないことである。しかし、法律制度の不備が企業の無責任の言い訳になってはいけない。それに、近年、中国は倒産手続や解散・清算

手続に関する法整備を急げ、いくつかの法律・司法解釈を出している。

2005年に新しい会社法が制定され、その第十章（181条から191条まで）に会社の解散・清算に関する手続を規定した。2006年に新・企業破産法が成立し、その中に更生手続・和議手続・破産手続に関する規定を多く設けている。また、二つの法律には、解散・清算と倒産手続の義務人と申立て期限を規定した。

2008年5月に、最高裁判所が発布した「中華人民共和国会社法司法解釈（二）」は、会社の解散・清算を専ら取り扱う司法解釈である。その中に、株主が会社の解散を申し立てる事由を列挙の方法で四種類挙げた。また、同司法解釈第17条は、清算手続の中で清算組が会社の財産をもってその負債を弁済するのに足りないとき、債権者と協議して債務弁済計画を立ち、それに基づいて弁済することができるとした。第20条によれば、会社が清算手続を経ないまま法人消滅の登記をして、それが会社の清算を妨げる場合、有限会社の株主、株式会社の取締役・支配株主及び実際の支配者に対して、債権者が債務弁済の責任を請求するとき、裁判所はこれを支持しなければならない。株主及び第三者が商業登記機関で消滅登記をするとき、会社の債務を負担することを承諾する場合、債権者はかかる者に対して権利を行使することができる。

2008年に、一部の地域において外資系企業が大量に夜逃げした現象は、中国にある利害関係者に非常に重い経済損失をもたらし、中国の国際貿易や地方社会の安定にもマイナスな影響を与えた。そのため、中国の商務部・外交部・公安部・司法部などの四つの中央省庁が共同で「外資系企業の非通常的な撤退における中国の利害関係者が国外で権利主張及び訴訟をすることの指針」（以下は「指針」と称する）を発布し、外資系企業の夜逃げを国家レベルの重要事案として取り上げて、悪意かつ巨額の脱税をし、または犯罪を起こした者に対し、国際条約または国外の訴訟などを通して、中国の利害関係者の利益を保護するため、国外にある管轄権の裁判所に対して、中国裁判所の判決・決定等を承認・執行するよう求めている。

2008年に、最高裁判所は「行方不明または財産状況不明の債務者に対する破産手続開始の申立てをする事件の処理に関する回答」（2008年法積10号）を発布し、債務者の主要財産・帳簿・重要書類等の紛失若しくは債務者の役員等の行方不明を理由に破産手続開始の申立ての受理を拒否してはいけないと規定し、夜逃げ会社に対する倒産処理の申立てに道を開けた。

2009年11月に、最高裁判所は「強制清算事件に関する審理についての座談会紀要」を発布し、法的手続を経ない会社について、その責任者に対して、清算責任の代わりに賠償責任を負わせるように規定した。法定期間内に清算組を組織しなかったことで、会社財産の価値減少・流失・損壊・滅失などの被害を生じさせた場合、清算義務人が当該損失を限度に会社の債務を弁済する責任を負う。清算義務を怠ったことで、会社の主な財産・帳簿・主要書類等が滅失し、清算手続に支障を与えた場合、その責任者は会社の債務を連帯責任で賠償しなければならない。清算手続が出来ないケースにつき、裁判所が清算手続を終結する前に、その決定に「債務者は会社法司法解釈（二）第18条の規定に基づき、債務者の株主・取締役・実際の支配者などの清算義務人にたいして、債務者の債務を弁済さ

せることができる」との文言をはっきりと載せることができる。

2008年8月16日に、最高裁判所は「外資系企業関係の事件を審理する若干の規定(一)」を發布した。

2011年1月4日前後、最高裁判所は「非法集資刑事事件の審理に関する若干問題の解釈」と「非法集資刑事事件の性質の認定に関する通知」を發布した。

2011年8月29日に、最高裁判所は「中華人民共和国企業破産法の適用に関する若干の問題」を發布した。

法曹として、私たちは依頼人に対し、会社解散・清算及び倒産手続に関する法律等の動向を紹介し、企業の経営者に最新の政策方針を理解させる役割を果たさなければならない。例えば、清算を経なく、または虚偽の清算報告書を伴う会社の消滅登記、会社財産の隠匿等によって生じる法的責任を目に分かるような形で説明し、依頼人に冷静な判断を促す。任意で解散・清算できる場合、速やかに解散・清算の手続を行い、債務超過の場合になったら、債権者との間で話しあって弁済計画を立てることができる。任意で解散・清算が困難になると見込まれる場合、積極的に地方政府や所轄官庁と連絡を取り、強制の解散・清算のまとめ役をしてもらうことを依頼する。また、会社に継続企業価値を有する場合、株主利益の最大化を図るため、更生手続開始の申立てができる。

夜逃げではなく、法的手続を利用するメリットは、裁判所が事件を受理した後、すべての債務につき利息の計算が止まり、会社からの貸付でも民間のヤミ金融からの高利貸しでも、元本だけを弁済すれば済むことである。もし会社が更生手続を利用すれば、一部の債権を株式に変換することができ、債権者を会社の株主に変えることで、法人自体を保存し、会社に新生のチャンスを与えられる。中国国家工商総局は会社の更生手続を支持するため、20012年1月1日から「債権を株式に転換する場合の登記に関する弁法」を実施した。また、会社が法的処理の手続に入れば、当該会社に係わる訴訟の管轄権が倒産または清算手続を担当する裁判所に集中し、債権者全員に手続費用を負担させている。法律は事件の訴訟費用に上限を設け、法的処理のコストを大幅に削減した。

4、債務者と政府・債権者との交渉に力を貸し、関係者の理解を求めること

ここでは、政府の市場への関与に関する新古典派経済学と新ケインズ派経済学の争鳴を紹介する気はない。しかし、私たちは一つの事実を認めなければならない。それは、日本でも韓国でも、そして今の中国も、儒教社会という伝統のもとに、中央集権国家の強いリーダーシップによって経済の発展を遂げた。その後、民主・憲政がだんだん社会に浸透していく。韓国の故・朴正熙元大統領は、「政府の指導を受ける資本主義経済」という発展の理念まで提唱した。諸先進国と比べ、中国はまだ新しい新興経済国に過ぎない。現実的にも、中国人の法制度に対する理解と信頼もまだ育っている途中であり、「政府に頼みたい」という伝統が色濃く残っている。それに、政府はなお数多くの資源を握っている。政府の支持がない危機解決はまるで幻想奇譚のようなものであろう。実は、アメリカでGM社とリーマン・ブラザーズの再生処理もこの事実を語っている。

そのため、企業が危機に陥った場合、債務弁済、資源の再配分、税務機関・環境保護機

関との折衝、スポンサーの紹介のいずれでも、政府の理解と支持を得ることは、非常に大きな価値を有する。例えば、温州信泰グループ会長の胡福林氏は、12億元の負債を抱え、夜逃げを選ぼうとしていた。しかし、温家宝首相の温州視察を通して、温州市地方政府と商工会議所などの助けを得られ、胡氏は2011年10月に地元温州市に戻り、デットエクイティスワップ（DES）の手法で債務総額を削減したうえ、16万平米の工場を温州市最大の靴専門市場に立て替えて、メガネ会社を構造改革し、生産体制に戻らせた。2012年春節に、胡氏は一部の資産を売却して、400社の中小取引先に5%に当たる300万円の負債を弁済し、会社を良質な軌道に載せた。

結論

経済発展ということは、それなりの景気変動がある。会社は成長段階において、必然的に様々な市場リスクや経済危機などに遭ってしまう。科学的なコーポレート・ガバナンスの導入は、経営者の過度の自信と乱暴な多角化を抑制する役割があり、リスクに耐える体質と継続経営の能力を身につけるには欠かせない存在である。また、会社が危機に陥ったとき、会社の経営者は勇敢に戦って、法人の負うべき社会責任と法的義務を果たさなければならない。

社会環境としては、公平な競争環境・有効な制度構築などを事前に整えなければならない。そして、民間企業と中小零細企業を含むすべての企業に向ける健全な現代的金融システムと資本市場を構築しなければならない。政府は、経済・金融政策の朝令暮改を避けなければならない。グローバル化の中、IT化の波に乗れ、全国にわたる信用データシステムを立てて、海外機関との連携も取っておいて、夜逃げをした者の居場所を完全になくさなければならない。

また、我々法曹になる人間は、自分の専門知識を生かし、依頼人の経営に建設的な意見を捧げ、そして会社法・倒産法などにある規定を有効に利用し、危機を脱することを目指さなければならない。

以上は私が夜逃げ会社の視点からなされた分析であるが、債権者保護にも適用できるであろう。視点そのものが異なるものの、公平秩序という大前提及びウィン・ウィン関係の構築という目標が同じである。視点の違いは、救済効果にマイナスな影響を与えないであろう。

ご清聴ありがとうございました。